

静岡県告示第529号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、救急業務に関し協力する旨の申出があり、救急病院として認定した次の医療機関について、協力する旨の申出が撤回されたため同令第2条第2項の規定に基づき告示する。

平成29年6月27日

静岡県知事 川勝平太

名 称	開 設 者	所 在 地	撤 回 日
伊豆東部総合病院	医療法人社団康心会	賀茂郡東伊豆町稲取17-2	平成29年4月30日